

焼津市南部土地区画整理組合保留地購入者紹介報奨制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保留地の購入者を紹介した者（以下「紹介者」という。）に対し報奨を出すことによって、保留地販売情報を取得した者が、その情報の発信者となることを促し、それによる保留地販売情報の一層の浸透を図り、保留地販売の促進に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において保留地とは、抽選申込み又は先着順により販売する保留地を言う。

(紹介方法)

第3条 紹介者は、保留地の購入を検討している者（以下「検討者」という。）を組合に紹介しようとするときは、検討者の了解を得た上で、紹介状（別記様式）により紹介するものとする。ただし、次に掲げるものは紹介者となることができない。

- (1) 保留地上に建築される住宅の検討者と同居する予定の者
- (2) 宅地建物取引業に従事する者で、その業務上において紹介しようとする者
- (3) その他理事長が適当でないと認めた者

(報奨の内容)

第4条 報奨は3万円の商品券とする。

紹介者が複数いる場合は、報奨品を均等に分割し（千円未満切捨て）、交付する。

(報奨品の交付)

第5条 報奨品の交付は、検討者が保留地売買契約を締結し、契約代金の完納が確認できた後、速やかに行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に検討者を組合に紹介し、その後、検討者が成約及び契約代金の完納に至った場合には、この要綱を適用し、紹介者には報奨品を交付するものとする。